

川崎市公共基準点の管理に関する要綱施行細則

(目 的)

第1条 この細則は「川崎市公共基準点の管理に関する要綱」(以下「要綱」という。)の施行に際し必要な事項を定める。

(管 理)

第2条 要綱第3条第1項の規定により、担当課は「公共基準点使用台帳」(第1号様式)を備え、また次表に掲げる成果品等を常に点検整備をし、状況の把握に努め公共基準点の精度維持を図るものとする。

1 成果品等	1 公共基準点 2 成果表及び点の記 3 基準点網図 4 公共基準点の地上写真 5 その他	2 関係書類	1 建標承諾書及び測量標敷地調書 2 公共基準点使用承認申請書 3 公共基準点使用承認書 4 公共基準点使用報告書 5 公共基準点異状報告書 6 その他
--------	---	--------	---

2 要綱第3条第2項に規定するパトロール等による管理は、次表の区分により行うものとし、異状等が発見された場合には、すみやかに「公共基準点異状報告書」(第2号様式)を作成し担当課へ提出するものとする。

定期的に行うもの	1 公共基準点の状況 2 保護蓋の状況 3 1、2の破損の修復 4 周囲の清掃 5 その他の異状の有無 6 パトロール調査報告書の作成
不定期に行うもの	1 施設物の破損等異状の有無の発見 2 無断使用防止のための監視 3 その他

(閲 覧)

第3条 要綱第4条の規定により、担当課又は各区役所道路公園センター財産管理担当において公共基準点の閲覧を申請する場合は、「公共基準点の測量成果等閲覧申請書」(第3号様式)により行うものとする。

(使 用)

第4条 要綱第5条の規定により、公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認申請書」(第4号様式)により申請し、「公共基準点使用承認書」(第5号様式)を受けるものとする。

また、使用後には、「公共基準点使用報告書」(第6号様式)によりその結果を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は「公共基準点包括使用承認申請書」(第

4号の2様式)を申請し、「公共基準点包括使用承認書」(第5号の2様式)を受けることができるものとする。この場合において、当該土地家屋調査士会に属し公共基準点を使用した者は、使用の都度「公共基準点包括使用報告書」(第6号の2様式)によりその結果を担当課に報告するものとする。

- 3 前項の規定による使用承認の期間は、使用開始日の属する年度の末日を限度とする。
- 4 第1項の規定により公共基準点を使用する者は「公共基準点使用承認書」を、第2項の規定により公共基準点を使用する者は「公共基準点包括使用承認書」の写し及び土地家屋調査士会員証を常時携行し、市の職員又は土地所有者等の請求があった場合には、すみやかにこれを呈示しなければならない。
- 5 公共基準点を使用する者は、使用基準点の取付け点又は方位標を用いてその成果に異状がないか点検し、使用するものとする。この場合、方向角は原則として2方向以上とする。
- 6 日の出前及び日没後の公共基準点の使用はしてはならない。ただし、担当課及び土地所有者等の承諾がある場合はこの限りでない。

(効用を害するおそれのある工事等)

第5条 要綱第6条の規定による「効用を害するおそれのある工事等」とは次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 掘削底面端から45度の線に公共基準点の上面が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機械等の振動が公共基準点に影響を及ぼすくい打ち及びくい抜き工事等のうち、公共基準点からくい、車輛及び重機械等までの距離が5メートル以下になる場合
- (3) その他公共基準点の効用を害すると思われる工事等

(保 全)

第6条 要綱第6条の規定による保全の届出は、「公共基準点保全届出書」(第7号様式)により行うものとする。

- 2 要綱第7条第1項の規定による報告は「公共基準点保全報告書」(第8号様式)により行うものとし、同条第2項の規定による測量方法及び判定基準は別表1によるものとする。

(復 旧)

第7条 要綱第8条第1項の規定による公共基準点の復旧の申請は、「公共基準点復旧許可申請書」(第9号様式)により行うものとし、その許可は「公共基準点復旧許可書」(第10号様式)により行うものとする。

- 2 前項の許可申請については、工事開始1月前までに行うものとする。
- 3 第1項に規定する許可申請について、復旧措置後の報告は「公共基準点復旧報告書」(第11号様式)により行うものとする。

(機能の回復)

第8条 要綱第10条第4項の規定により、公共基準点の機能回復を行う場合の測量作業は、別表1及び別表2によるものとする。

2 前項の方法により難しい場合には、担当課と協議しその指示に基づき行うものとする。

(協議)

第9条 要綱第9条第2項の規定による公共基準点の保全、復旧又は廃止の協議は、「公共基準点保全・復旧・廃止協議書」(第12号様式)により行うものとし、その回答は「公共基準点保全・復旧・廃止回答書」(第13号様式)により行うものとする。

2 前項の場合において、保全措置後及び復旧措置後の報告については、第6条第2項及び第7条第3項の規定を準用する。

3 第1項に規定する協議については、公共基準点の保全、復旧又は廃止の1月前までに行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、川崎市公共基準点管理に関する要綱施行の日から施行する。
- 2 この改正細則は、令和3年11月1日より施行する。
- 3 この改正細則は、令和4年4月1日より施行する。